

公益財団法人浜松市花みどり振興財団  
研 修 生 募 集 の 案 内

花みどり振興財団では、次の要領で2021年4月以降にフラワーパーク内において、造園や園芸などの実務研修を希望する者を募集します。

募集要項

◇募集人員・研修内容

- (1) 募集人員 若干名
- (2) 研修内容 フラワーパークにおいて、植物の管理作業を主に行いながら、講義なども交えて指導を受けることで、園芸技術の向上や管理の考え方などについて学ぶ。

◇応募条件等

- (1) 昭和58年4月2日以降に生まれた人で、園芸技術の向上などを目指すことに意欲のある人（園芸・造園関係等で実務経験は問いません。）
- (2) 普通自動車運転免許証を有する人（2021年3月までに取得見込み含む。マニュアル対応の免許があればなおよい。）
- (3) 次のいずれかに該当する人は応募できません。
  - ①成年被後見人及び被保佐人
  - ②禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人

◇受入までの流れ

- (1) 下記へ書類提出（随時）

〒431-1209 浜松市西区舘山寺町195 はままつフラワーパーク内

（公財）浜松市花みどり振興財団 総務課 研修生受入担当者 宛

※持参の場合の受付 9：00～17：00

- ①研修生申込書・履歴書（当財団所定の様式による。）

※研修生申込書・履歴書は当財団の公式サイトからダウンロードできます。

<https://e-flowerpark.com> また、当財団の管理事務所でも配布します。

- ②返信用封筒（長形3型封筒に84円切手を貼り宛先を明記したもの）

- (2) 意思確認のための面接（於：フラワーパーク）

- (3) 受入決定・・・受入を決定した人に決定のお知らせを通知します。

#### ◇研修条件等

- (1) 手当等 月額150,000円を支給します。雇用契約を結びます。なお、賞与、通勤手当、住居手当の支給はありません。
- (2) 研修場所 浜松市西区舘山寺町195番地 はままつフラワーパーク内
- (3) 研修期間 同一年度内で3カ月以上12カ月以内とします。期間について延長または短縮する場合は、協議の上、決定することとします。なお、年度を超える場合は、改めて研修の申し込みをしていただきます。
- (4) 服務等 研修生は、財団の規定に従うものとし、指導担当者と密接な連絡のもとに従事することとします。従事日数は、休憩時間を除き、4週間を平均して1週間あたり40時間とします。また、休日等は研修期間が1年間の場合は、年間110日のほか労働基準法に基づく年次休暇を与えます。なお、研修期間中に得た秘密等については、終了後においても守秘義務を負うものとします。
- (5) 社会保険 雇用保険、社会保険、厚生年金に加入します。
- (6) 災害補償 労働者災害補償保険法によります。なお、研修生の重大な過失等その責めに帰すべき理由により起こった事故や物品を損傷し、又は忘失したときは、自己の負担とします
- (7) 終了証書 所定の研修を修了した研修生に対して修了証書を交付します。
- (8) その他 作業服などは支給いたします。研修費用は無料とします。その他、必要な事項等については、その都度、協議の上、決定します。

#### ◇その他

- (1) 提出書類は返却いたしません。

◇問い合わせ先 〒431-1209 浜松市西区舘山寺町195

公益財団法人 浜松市花みどり振興財団 総務課 研修生受入係

Tel 053-487-0511(代表) FAX 053-487-0833

HP <https://e-flowerpark.com> e-mail [info@e-flowerpark.com](mailto:info@e-flowerpark.com)